

一九七七年以前出土の木簡（七）

平城宮跡（第三九次調査）

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1 所在地 | 奈良市法華寺町 |
| 2 調査期間 | 一九六六年（昭41）一〇月～一九六七年二月 |
| 3 発掘機関 | 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部 |
| 4 調査担当者 | 樋本亀次郎 |
| 5 遺跡の種類 | 宮殿・官衙跡、都城跡 |
| 6 遺跡の年代 | 奈良時代～平安時代初期 |
| 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |

発掘調査地域は、平城宮の東張出部西南隅に当る。検出した主な

遺構は、宮域東面の外濠、東一坊大路西側溝にあたる南北溝SD四九五一、その付替えの溝であるSD五一〇〇・SD五〇五〇、東一坊大路東側溝に当る南北溝SD五〇三〇、二つの側溝の間の東一坊大路、東張出部南面外濠ならびに二条条間大路北側溝に当る東西溝SD五二〇〇、その前身の東西溝SD四九九九、二条条間大路南側

溝に当る東西溝SD五一七四、二つの溝の間の二条条間大路、門S B五〇〇〇、東張出部南面を区画する東西堀立柱塀SA五〇一〇、同じく東西築地SA五〇五五などである。

このうち注目すべき遺構としては、SB五〇〇〇がある。この門跡は東一坊大路をさえぎって立つ南面する門である。遺構の残存状況はよくなく、基壇の西半部は後世の流路によって破壊されているが、基壇の東半部積土や礎石据え付け痕跡三ヵ所、転倒した礎石二個などがみつかっている。この結果、門は礎石建ちの桁行五間（総長二四m）・梁間二間（総長一六m）の南面するものであったと推定されている。この門は出土木簡から小子（部）門という名称であったと考えられている。

SB五〇〇〇から東へ東西掘立柱塀SA五〇一〇、またその北に平行して東西築地SA五〇五五がのびる。両者は東張出部の南面を区画する施設で、SA五〇一〇がSA五〇五五より古い。

これらの遺構によつて、宮域はこの地区でかつて関野貞が推定した東限より、さらに東へ張り出し、東一坊大路は北へのびずに、S

1977年以前出土の木簡

B五〇〇〇の前面で二条条間大路とL字形に接続することが明らかになつた。

木簡が出土した遺構は、SD四九五一・SD五一〇〇・SD五〇五〇・SD四九九九・SD五二〇〇などの溝、SK五一〇四・SK五二四一・SK五一一六・SK五〇〇八・SK五一〇一四などの土壙、SA五一五一・SA五一八六などの掘立柱塀の柱穴など、一三の遺構で、出土総点数は四九一点である。

SD四九五一とSD五一〇〇、SD五〇五〇は、調査区西辺を北から南へ貫流する溝であるが、この三溝の関係は次のようになっている。SD四九五一は、南北に直線に流れの溝で、門SD五〇〇〇一〇〇とSD五〇五〇は、のちにSD四九五一の水流を西側に迂回させるために作られた溝で、SD五一〇〇とSD五〇五〇とは門SB五〇〇〇の西北でSD四九五一から分岐し、SB五〇〇〇の西で両者は合流する。さらにSB五〇〇〇の南西で、SD四九五一に再び合流している、このSD五一〇〇とSD五〇五〇との設置は門SB五〇〇〇の造営と関連しているものと思われる。まず初めにSD五一〇〇が作られ、のちにSD五〇五〇に改修されたものである。

8 木簡の釈文・内容

溝SD四九五一

1977年以前出土の木簡

- (22) 「▽水江軍布十六斤▽」 83×26×4 031 二九一八号
• □□□□□ (83)×42×4 081 二〇一八号
- (23) 「▽宜志□□□□□」 (115)×22×4 039 二九一一号
• □□□□□ (32) 「▽常陸国那賀郡日部郷戸主物部大山戸口日下部＝
＝桑万呂養」
- (24) 「▽御取鰻六斤」 143×19×6 033 二九二二号
• ▽錢六百文 天平宝字四年正月廿日 240×19×5 033 二〇七六号
- (25) 「熟鰻」 74×15×3 051 二九一九号
- (26) 「藍灰」 94×14×(4) 011 二九〇〇号
• ▽尾張国知多郡富具郷野間〔里カ〕 (33)
- (27) 「佐波理波」 168×17×5 051 二九三三号
• ▽塙三斗 十月五日 (197)×24×7 039 二〇八〇号
- (28) 長各一丈一寸広各一寸半 (34)
古麻比六長各一寸半 (95)×26×(3) 081 二〇五七号
• ▽若狭国遠敷郡木津郷少海里
土師電御調塙三斗▽ (35)
- (29) 「左京九条三坊」 (36) 「▽紀伊国牟婁郡□」 (72)×25×3 039 二〇七八号
• 「百文□人□」 (37) 「□ □郷□□□□万呂調楚割六斤」 248×19×3 011 二〇四二〇号
- (30) • □□□□□ (38) 「鹿角菜一籠」 185×17×4 011 二〇七二号
□枝部犬□〔万カ〕 ×□□□□□▽ (39) 「[申カ] 以今月七日欲私蘆罷」 (72)×(12)×2 039 二〇七一号
• 九陣□ (42)×(24)×2 081 二〇七号
- (31) • □客人料」

• 五月七日] (160)×29×4 019 二〇六八号

(40) • □ □ □ □ □

• □ □ □ [附九] 衛士申送

(97)×(9)×3 081 二〇九一號

(41) 「左衛士府」

115×(13)×12 011 二〇九一號

(42) □ [五九] 斗 壬生君大田一斗

(134)×25×4 081 二〇八八號

S D 五〇五〇

(43) 「▽美作國勝田郡豊國鄉中男茜」

169×25×5 033 二一一一號

(44) •「謹謹有有者者有」

•「 □ □ □ [件九] 」

229×24×2 061 二一一一號

(45) •「官宮中大式民治件」

•「有官宮 [中九] □ 大式 」

229×24×2 061 二一一一號

SKMIO I E

(46) •「務所牒 作門所 邀五人匠丁四 四右充彼所」

•「少錄船連鎗末呂 八月廿八日附委文末呂」 368×43×4 011 二一七八號

9 関係文献

奈良国立文化財研究所『平城宮木簡 三』(一九八一年)

同『奈良国立文化財研究所年報 一九六七』(一九六七年)

(鬼頭清明)